

平成 22 年口蹄疫に伴う貸付料等の徴収の繰延に関する取扱要領

平成 22 年 9 月 21 日 22 環機第 791 号制定

第 1 目的

この要領は、財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)が平成 22 年 4 月以降に宮崎県で発生した口蹄疫(以下「平成 22 年口蹄疫」という。)によって被害を受けた借受者に対して実施する畜産高度化支援リース事業実施要領(平成 22 年 5 月 22 日付環機第 448 号。以下「実施要領」という。)第 3 の 1 ただし書に基づく貸付料の徴収の繰延(同第 4 の 3 において準用する場合を含む。以下「貸付料等の繰延」という。)の内容、手続等について定める。

第 2 用語

1 この要領で使用する用語は、次の各号及び特に別に定めるもののほかは、実施要領の例による。

- (1) 基準日 平成 22 年 4 月 23 日をいう。
- (2) 適用区域 経営リース(旧畜産環境特別対策機械リース事業実施要領(直接)(平成 17 年 8 月 30 日付け環機第 723 号)及び旧畜産環境特別対策機械リース事業実施要領(間接)(平成 17 年 8 月 30 日付け環機第 725 号)に基づき実施した貸付を含む。以下同じ。)にあっては九州及び沖縄県の区域、食肉リースにあっては宮崎県の区域をいう。
- (3) 繰延期間 貸付施設等ごとに貸付料等の徴収の繰延を行う期間であって、(8)に規定する原貸付契約による貸付料等の納入期限のうち基準日以降に最初に到来するものから 1 年間(ただし、(7)に規定する既納借受者にあつては、第 2 回目に到来する納入期限から 1 年間)をいう。
- (4) 所属借受者 その借受団体又は受託団体が実施要領第 9 の 2 の規定により機構に対し貸付申請書を提出した借受者をいう。
- (5) 既貸付施設等 基準日の前日までに貸付決定を受けている貸付施設等及び平成 22 年度事業であつて平成 22 年 4 月 1 日から基準日の前日までに実施要領第 9 の 4 の(1)の貸付申請書を提出した貸付施設等をいう。
- (6) 口蹄疫関連貸付施設等 実施要領別表第 5 の(4)に規定する貸付施設等であつて、貸付決定が平成 23 年 3 月 31 日までに行われたものをいう。
- (7) 既納借受者 機構が発行した平成 22 年 4 月末日又は平成 22 年 5 月末日を納入期限とする貸付料等(同時に請求される保険料を含む。)の請求書に基づき当該納入期限までに当該貸付料等を機構に対し納入した借受者をいう。
- (8) 原貸付契約 貸付料等の繰延が適用された場合における当該繰延が適用される前の貸付契約をいう。
- (9) 本来の納入期限 貸付料等の繰延の適用を受け、又は受けようとする貸付料等に

係る繰延の適用を受ける前の納入期限をいう。

- 2 この要領において機構が行う決定、承認、通知等の時点に言及する場合は、機構が発する文書の日付を基準とする。
- 3 この要領において機構に対する申請期限等に言及する場合は、直接リース及び間接リースの別を問わず、機構に申請書が到達すべき期限をいう。

第3 貸付料等の繰延の対象者

貸付料等の繰延の対象者は、次に掲げる条件のすべてに該当する経営リース又は食肉リースの借受者であって、県畜産主務課長が必要と認める者とする。

- (1) 次に掲げる貸付施設等の借受者であること。
 - ア 適用区域内で基準日において既貸付施設等を借り受けている借受者であって、基準日から1年内に貸付料等の納入期限が到来する者
 - イ 口蹄疫関連貸付施設等の借受者
- (2) 平成22年口蹄疫の直接又は間接の影響により畜産経営又は食肉の加工・販売等の業務に大きな被害を受け、機構に対する貸付料等の支払が一時的に困難になり、又は困難になるおそれがあること。
- (3) 当該畜産経営又は食肉の加工・販売等の業務の継続又は再開の意思があること及び当該貸付施設等を引き続き借り受けて使用する意思があること。

第4 繰延の対象となる貸付料等

繰延の対象となる貸付料等は、次の条件に該当する未納の貸付料等とし、(3)以外の者については、機構が当該貸付料等について請求書を発行しているかどうかを問わない。

- (1) (2)及び(3)以外の借受者
 - ア 貸付料について年1回払いを選択している場合は、基準日から1年内に納入期限が到来する貸付料等とする。
 - イ 貸付料について年4回払いを選択している場合は、基準日以降最初に到来する貸付料等の納入期限から1年内に納入期限が到来する貸付料等を一括して対象とする。
- (2) 口蹄疫関連貸付施設等の借受者
 - ア 貸付料について年1回払いを選択し、又はしようとする場合は、第1回目の貸付料等とする。
 - イ 貸付料について年4回払いを選択し、又はしようとする場合は、第1回目の貸付料等の納入期限から1年内に納入期限が到来する貸付料等を一括して対象とする。
- (3) 既納借受者

ア 貸付料について年 1 回払いを選択している場合は、基準日以降第 2 回目に納入期限が到来する貸付料等とする。

イ 貸付料について年 4 回払いを選択している場合は、基準日以降第 2 回目に到来する貸付料等の納入期限から 1 年以内に納入期限が到来する貸付料等を一括して対象とする。

第 5 貸付料等の繰延の効果等

1 繰延期間は、原貸付契約による貸付料等の納入期限のうち基準日以降に最初に到来するものから 1 年間(ただし、既納借受者にあつては、第 2 回目に到来する納入期限から 1 年間)とする。繰延の適用を受けた貸付料等を繰延後の納入期限の前に任意に納入した場合であっても、繰延期間は、変更されないものとする。

2 貸付料等の繰延を行った場合は、貸付料等については、繰延期間を据置期間として、以降、納入期限を 1 年ずつ繰り下げる。原貸付契約の貸付期間の終了後に繰り下げられた 1 年間については、実施要領(第 2 の規定を除く。)及び関連する細則並びに貸付契約の適用に関しては、第 9 に規定する場合を除き貸付期間とみなして取り扱う。原貸付契約の貸付期間が 20 年の貸付施設等及び補助付きリースに係る貸付施設等についても同様とする。

3 繰延期間については、附加貸付料を免除する。

4 貸付料等の繰延の承認を行った場合は、機構は、貸付契約書別表 1 及び別表 2 が前各項の内容に沿って変更されたものとして取り扱う。

第 6 保険の取扱い

1 保険の加入義務

(1) 貸付料等の繰延を受けようとする借受者は、繰延期間についても実施要領第 6 の規定に基づき損害保険及び保証保険に加入し、保険料を負担しなければならない。

(2) 損害保険のうち畜産環境整備機構損害保険要領(平成 20 年 9 月 29 日付 20 環機第 838 号。以下「損害保険要領」という。)第 2 の(1)及び(2)により借受者が個々に加入することとされている火災保険及び車両保険については、借受者は、自らが契約している保険会社との間において(1)の要件を満たすために必要な措置をとらなければならない。損害保険要領第 2 の(3)の動産総合保険については、機構が一括して延長の措置をとるので、借受者は、そのための追加保険料を負担しなければならない。

(3) 保証保険については、貸付料等の繰延の承認の申請をもって、機構に対し畜産環境整備機構保証保険要領(直接リース)(平成 21 年 3 月 30 日 21 環機第 241 号)及び畜産環境整備機構保証保険要領(間接リース)(平成 21 年 3 月 30 日 21 環機第 241 号)(以下「保証保険要領」と総称する。)第 3 の 2 の規定による保険会社への保険契約

の変更の申込みの委任をしたものとみなす。

2 保険料の額及び納入期限

(1) 保険料の額

貸付料等の繰延を行った場合の保険料は、次のとおりとする。

ア 損害保険のうち動産総合保険の保険料は、次の区分によりそれぞれに掲げるとおりとする。

(ア) 既に原貸付契約に基づく保険料を支払っている場合は、原貸付契約の契約期間より1年長い契約期間に係る損害保険要領別表2(契約期間別残価率)の最終年の残価率(原貸付契約の契約期間が20年の場合には、契約期間が20年の最終年の残価率)により計算した額を追加徴収する。

(イ) (ア)以外の場合は、原貸付契約に係る保険料と(ア)により計算した額を合算した額を徴収する。

イ 保証保険の保険料は、次の区分によりそれぞれに掲げるとおりとする。

(ア) 貸付料が年1回払いの場合は、保証保険要領第3の4の3)により計算した額を当該保険対象期間の保険料として徴収する。

(イ) 貸付料が年4回払いの場合は、保証保険要領第3の4の3)により計算した4回分の保険対象期間の保険料を一括して徴収する。

(ウ) (ア)及び(イ)における保証保険要領の適用に当たっては、保証保険要領第3の4の3)中「附加貸付料」とあるのは、「附加貸付料(繰延期間に係るものを除く。)」と読み替えるものとする。

(2) 保険料の納入期限

損害保険及び保証保険の保険料の納入期限は、貸付料等の繰延の承認があった月の翌月の末日又は原貸付契約に係る基準日以降最初に到来する貸付料等の納入期限のいずれか遅い日までとする。ただし、既納借受者については、貸付料等の繰延の承認があった月の翌月の末日とする。

3 保険事故発生の場合の措置

(1) 損害保険に係る保険事故が発生した場合は、実施要領第8の規定によるものとし、そのまま貸付が継続されるときは、貸付料等の繰延は、引き続き適用する。

(2) 保証保険に係る保険事故が発生した場合は、当該借受者は、貸付料等の繰延の適用による期限の利益を失うものとする。

第7 貸付料等の繰延の手続

1 貸付料等の繰延の承認申請

貸付料等の繰延の承認の申請の方法は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 既貸付施設等及び口蹄疫関連貸付施設等のうちこの要領の施行の日の前日まで

に貸付決定を受けたもの(以下「既存口蹄疫関連貸付施設等」という。)に係る貸付料等の繰延の承認申請

ア 既貸付施設等及び既存口蹄疫関連貸付施設等に係る貸付料等の繰延の承認申請は、借受団体又は受託団体(以下「借受団体等」という。)が所属借受者のうち既貸付施設等及び既存口蹄疫関連貸付施設等について貸付料等の繰延を申請しようとする者の委任を受けて既貸付施設等及び既存口蹄疫関連貸付施設等貸付料等繰延承認申請書(別紙様式1)を作成し、県畜産主務課を經由して機構に提出するものとする。

イ 既貸付施設等及び既存口蹄疫関連貸付施設等に係る貸付料等の繰延の承認申請は、所属借受者のうち既貸付施設等及び既存口蹄疫関連貸付施設等についてこの要領に基づき貸付料等の繰延の適用を受けようとするすべての者(借受団体等が自ら借受者となっている場合であって、貸付料等の繰延の適用を受けようとする場合を含む。)について一括して行わなければならない。

ウ イの申請を行う借受団体等は、貸付料等の繰延の適用を受けようとする者が第3の要件に該当することを確認するものとする。

エ イの申請を行う場合には、借受団体等は、当該一括申請を行おうとする者以外の既貸付施設等及び既存口蹄疫関連貸付施設等に係る所属借受者がこの要領に基づく貸付料等の繰延の申請をする意思がないことを確認しなければならない。

オ 既貸付施設等及び既存口蹄疫関連貸付施設等に係る貸付料等の繰延の承認申請の期限は、この要領の施行の日から30日以内とする。

(2) 口蹄疫関連貸付施設等のうちこの要領の施行の日以降に貸付決定を受けたもの(以下「新規口蹄疫関連貸付施設等」という。)に係る貸付料等に係る繰延の承認申請

ア 新規口蹄疫関連貸付施設等に係る貸付料等の繰延の承認申請は、借受者が新規口蹄疫関連貸付施設等貸付料等繰延承認申請書(別紙様式2)を作成し、所属する借受団体等及び県畜産主務課を經由して機構に提出するものとする。

イ アの申請書の進達を行う借受団体等は、貸付料等の繰延の適用を受けようとする者が第3の要件に該当することを確認し、機構に対する進達文書にその旨を記載するものとする。

ウ 新規口蹄疫関連貸付施設等に係る貸付料等の繰延の承認申請の期限は、当該貸付施設等について貸付決定があった日から30日以内とする。

エ この要領の施行の日以降に新たに貸付申請をしようとする貸付申請者は、イの規定にかかわらず当該貸付申請書と同時に当該貸付施設等に係るアの新規口蹄疫関連貸付施設等貸付料等繰延申請書(別紙様式2)を提出することができる。

オ 借受団体等は、この要領の施行の日以降に新たに口蹄疫関連貸付施設等について貸付申請書を提出しようとする適用区域内の者が当該貸付施設等について貸

付料等の繰延の適用を申請しない場合は、新規口蹄疫関連貸付施設等貸付料等繰延承認不申請確認書(別紙様式 3)により当該貸付申請者の意思を確認し、貸付申請書に添付して機構に提出するものとする。

2 畜産主務課長の意見

県畜産主務課長は、1 の申請書の提出があったときは、その意見を付して機構に提出するものとする。

3 貸付料等の繰延の承認の通知

(1) 機構は、貸付料等の繰延の承認(1の(1)の場合は、申請した借受者の一部についての承認を含む。)の決定を行ったときは、1の(1)の場合は、申請した借受団体等に、同(2)の場合は、借受団体等を経由して申請者に通知するとともに、県畜産主務課長にその写しを送付するものとする。

(2) 貸付料等の繰延の承認申請をした場合は、(1)の承認の決定がなされる前に納入期限が到来した場合であっても、当該繰延の承認の決定がなされるまでの間は、貸付料等の徴収は繰延べるものとする。

4 間接リースの場合の取扱い

(1) 間接リースに係る貸付施設等について貸付料等の繰延を承認した場合には、機構は、当該貸付施設等に係る借受団体に対し当該貸付料等の繰延を適用する。

(2) 借受団体は、(1)の貸付料等の繰延の適用を受けたときは、当該貸付料等の繰延の内容に沿って借受者に対する貸付料等の繰延を行うために必要な措置をとらなければならない。

第8 貸付料等の繰延の承認の取消等

貸付料等の繰延の適用を受けている借受者が次の各号の一に該当することとなったときは、機構は、当該各号に掲げる措置をとるものとする。

(1) 保険の不加入又は保険料の不払い

ア 第1回の貸付料等について貸付料の繰延の適用を受けた者が貸付施設等について第6の1の保険に加入せず、又は原貸付契約に基づく第1回の貸付料等の納入期限に納入すべき第6の2の保険料の支払を怠った場合は、実施要領第13の3の規定を適用する。この場合は、当該借受者は貸付料等の繰延の適用による期限の利益を失うものとする。

イ 貸付料等の繰延の適用を受けている者が第6の2の保険料を支払わなかった場合(アの適用を受ける場合を除く。)には、機構は貸付料等の繰延の適用を取り消す。この場合は、当該取消の通知があった日までに本来の納入期限が到来している貸付料等及び本来の納入期限から当該貸付料等の納入の日までの遅延損害金を当該通知があった月の翌月の末日までに納入しなければならない。

(2) 経営の廃止

貸付料等の繰延の適用を受けている借受者が繰延期間中に当該貸付施設等を使用する経営の全部又は重要な一部を廃止した場合は、機構は、貸付料等の繰延の承認を取り消す。この場合には、当該取消の通知があった日までに本来の納入期限が到来している貸付料等及び当該経営の廃止の翌日から当該貸付料等の納入の日までの遅延損害金を当該通知があった月の翌月の末日までに納入しなければならない。ただし、当該経営の廃止が真にやむを得ない理由によるものと認められる場合は、遅延損害金は徴収しないことができる。

(3) 貸付施設等の管理義務違反等

貸付料等の繰延の適用を受けている借受者が繰延期間中に貸付施設等の適切な管理の懈怠その他この要領又は貸付料等の繰延の承認申請書の記載事項若しくは承認の条件に違反した場合は、機構は、貸付料等の繰延の承認を取り消すことができる。この場合は、当該取消の通知があった日までに本来の納入期限が到来している貸付料等を当該通知があった月の翌月の末日までに納入しなければならない。

(4) 貸付契約の解約

貸付料等の繰延の適用を受けている借受者が繰延期間中に当該貸付施設等に係る貸付契約の解約を申請し、機構が承認した場合は、貸付料等の繰延の承認を取り消す。この場合には、実施要領第 13 及び畜産高度化支援リース事業実施要領第 13 の機構が定める条件等(平成 22 年 7 月 8 日付け 22 環機第 615 号。以下「機構が定める条件等通知」という。)の規定による。

(5) 借受者の変更

貸付料等の繰延の適用を受けている借受者が繰延期間中に当該貸付施設等に係る借受者の変更を申請し、機構が承認した場合は、包括承継の場合又は同一世帯に属する後継者への変更の場合を除き貸付料等の繰延の承認を取り消す。この場合には、機構が当該借受者の変更の承認の予定日として事前に通知する日の前日までに本来の納入期限が到来する貸付料等を当該予定日の前日までに納入しなければならない。

第9 補助付きリースの場合の精算額の計算の特例

補助付きリースに係る貸付施設等で貸付料等の繰延の適用を受けたものについて、繰延期間中又は繰延期間終了後に実施要領第 13 の 2 及び 3 の機構が提示する条件を適用することとなる場合並びに同第 13 の 5 の精算額を計算することとなる場合の機構が定める条件等通知の適用については、当該繰延を受けた期間は、貸付契約の全期間にも利用月数にも算入しない。

第10 雑則

1 貸付料等の繰延期間中の貸付施設等の管理義務

借受者は、貸付料等の繰延期間中貸付施設等を使用しない場合においても、貸付施設等を適切に管理し、常に、再び使用することとなったときの使用に支障がないようにしておかなければならない。

2 報告等

借受団体等は、貸付料等の繰延の適用を受けた借受者について常にその状況を把握し、当該貸付施設等の管理、借受者の経営状況等に重大な変化等があった場合には、遅滞なく機構に報告しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 23 日から適用する。
- 2 この要領の施行の日において既に納入期限が到来している貸付料等並びに損害保険及び保証保険の保険料の取扱については、次のとおりとする。
 - (1) 機構が、繰延の承認申請の対象となる貸付料等並びに損害保険及び保証保険の保険料について既に請求書を発行している場合
 - ア 借受者が当該貸付料等について借受団体等を通じて第 7 の 1 の (1) の申請を行い、機構が承認した場合は、当該請求書は無効とする。この場合、機構は、第 7 の 1 の (1) のオの期限の翌月の末日を納入期限とする損害保険及び保証保険の保険料の請求書及び繰延後の貸付料等の納入期限を記載した請求書を発行する。
 - イ 借受者が当該貸付料等について借受団体等を通じて第 7 の 1 の (1) の申請を行わなかった場合は、次のとおりとする。
 - (ア) 当該借受者がこの要領の施行の日の前日までに当該請求書に基づく請求額を機構に納入していない場合は、当該請求書は無効とし、機構は、第 7 の 1 の (1) のオの期限の翌月の末日を新たな納入期限とする当該貸付料等並びに損害保険及び保証保険の保険料の請求書を発行する。
 - (イ) 当該借受者がこの要領の施行の日の前日までに当該請求書に基づく請求額を機構に納入している場合は、当該納入は有効とする。
 - (2) 機構が、繰延の承認申請の対象となる貸付料等及び損害保険及び保証保険の保険料について請求書を発行していない場合
 - ア 借受者が当該貸付料等について借受団体等を通じて第 7 の 1 の (1) の申請を行い、機構が承認した場合は、機構は、損害保険及び保証保険の保険料の新たな納入期限を定めた請求書及び繰延後の貸付料等の納入期限を記載した請求書を発行する。
 - イ 借受者が当該貸付料等について借受団体等を通じて第 7 の 1 の (1) の申請を行わなかった場合は、機構は、第 7 の 1 の (1) のオの期限の翌月の末日を納入期限とする当該貸付料等及び損害保険及び保証保険の保険料の請求書を発行する。

(別紙様式1)

既貸付施設等及び既存口蹄疫関連貸付施設等繰延承認申請書

番 号
年 月 日

財団法人畜産環境整備機構理事長殿

借受団体等の(〒)所在地
名 称
代表者氏名 印
電話番号

平成 22 年口蹄疫に伴う貸付料等の徴収の繰延に関する取扱要領第 7 の 1 の (1) の規定に基づき、同要領で示された条件を了承の上、別表の対象借受者欄に記載した者を代表して、別表のとおり貸付料等の徴収の繰延の承認を申請します。

当団体は、別表の対象借受者の欄に記載した者が実施要領第 3 の規定に該当する者であることを確認しました。

当団体は、本件申請に関し、別表の対象借受者の欄に記載した者の委任を受けております。

また、所属借受者のうち別表の対象借受者の欄に記載されていない者については、既貸付施設等及び既存口蹄疫関連貸付施設等について貸付料等の繰延の申請の意思がないことを確認しました。

(別表)

貸付料等繰延対象借受者一覧

(NO.)

項目	対象借受者名									
住所(事業場:TEL)										
貸付施設等所在地										
貸付契約番号										
貸付施設等記号										
貸付施設等の種類										
次期貸付料等納入期日										
被害の状況										
経営の状況(継続、休止、再開準備中等)										
貸付施設等の状況										
経営継続・再開等の意思の確認										
借受者の確認印										

借受者の確認印を本表と切り離して取りまとめる場合は、借受者が本表の内容を確認された上で押印されるようにしてください。

(別紙様式2)

新規口蹄疫関連貸付施設等貸付料等繰延承認申請書

番 号
年 月 日

財団法人畜産環境整備機構理事長殿

借受者の(〒)住所
氏名(代表者氏名) 印
電話番号

平成22年 月 日付けで貸付決定を受けた下記貸付対象施設等について貸付料等の徴収の繰延の適用を受けたく、平成22年口蹄疫に伴う貸付料等の徴収の繰延に関する取扱要領第7の1の(2)の規定に基づき、同要領で示された条件を了承の上、承認を申請します。

(貸付申請書と同時に提出する場合)(第7の1の(2)のウの特例適用)

平成22年 月 日付けで貸付申請中の下記貸付対象施設等について貸付決定を受けた場合には貸付料等の徴収の繰延の適用を受けたく、平成22年口蹄疫に伴う貸付料等の徴収の繰延に関する取扱要領第7の1の(2)の規定に基づき、同要領で示された条件を了承の上、承認を申請します。

記

- 1 貸付施設等の種類
- 2 理由(平成22年口蹄疫による被害の状況、経営の現状、貸付料等の繰延の必要性、今後の経営(再建)計画等について説明してください。)

(別紙様式3)

新規口蹄疫関連貸付施設等に係る貸付料等繰延承認不申請確認書

番 号
年 月 日

財団法人畜産環境整備機構理事長殿

借受者の(〒)住所
氏名(代表者氏名) 印
電話番号

私は、平成 22 年 月 日付けで貸付申請中の下記口蹄疫関連貸付施設等について貸付決定を受けた場合であっても、当該貸付施設等について平成 22 年口蹄疫に伴う貸付料等の徴収の繰延に関する取扱要領第 7 の 1 の(2)に基づく貸付料等の繰延の適用を申請いたしません。

記

貸付施設等の種類